

岩手県における新型コロナウイルス感染症に関する見解

令和 4 年 8 月 8 日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策専門委員会

新型コロナウイルス感染症について、全国的な第 7 波による感染拡大の状況下において、県内における対応について、下記のとおり専門委員会の見解を示します。

記

1 現状分析

(1) 国内での感染状況（国公表資料から）

ア 全国の新規感染者数は、これまでで最も高い感染レベルを更新し続けるとともに、全ての年代で増加している。

イ 新規感染者数の増加に伴い、療養者数も増加が継続し、病床使用率も総じて上昇傾向が続き、医療供給体制に大きな負担が生じている。

ウ 重症者数や死亡者数も増加傾向が続き、今後の動向にも注意が必要である。

(2) 感染の増加要因と抑制要因について（国公表資料から）

感染状況には、以下のような感染の増加要因と抑制要因の変化が影響するものと考えられる。

ア ワクチン接種については、3 回目接種から一定の期間が経過することに伴い、重症化予防効果に比較し、感染予防効果はより減弱が進むことが明らかになっている。また、これまでの感染により獲得した免疫についても、今後同様に減弱が進むことが予想される。

イ 流行株については、BA.2 系統の流行から、現在 BA.5 系統が主流となり、置き換わったと推定される。特に BA.5 系統は、感染者数がより増加しやすいことが示唆され、免疫逃避が懸念されるため、感染者数の増加要因となり得る。

ウ 気候要因については、気温の上昇により屋内での活動が増える時期であるが、冷房を優先するため換気がされにくい場合もある。

(3) 対策と基本的な考え方について（国公表資料から）

感染が急拡大している中で、日本社会が既に学んできた様々な知見をもとに、感染リスクを伴う接触機会を可能な限り減らすことが求められる。また、社会経済活動を維持するためにも、それぞれが感染しない／感染させない方法に取り組むことが必要。

そのために、国、自治体は、日常的な感染対策の必要性を国民に対して改めて周知するとともに、感染防止に向けた国民の取組を支援するような対策を行う。また、医療提供体制の強化について、これまで以上に取り組む必要がある。

(4) 県内での感染状況

ア 新規感染者数については、第6波として、5月半ば頃から減少し始め、6月28日には、直近1週間当たり対10万人あたりの感染者数が37.5人まで減少したものの、7月に入り感染が再拡大し、7月23日に県内で初めて1日当たりの感染者数が1,000人を超え、その後も1,000人を超える日が続くなど、感染拡大に歯止めがかからない状況が継続し、県内も第7波の只中にあるものと考えられる。

イ 病床使用率は、7月16日に20%を超えて以来、増加傾向が持続しており、今後とも感染者の増加が続いた場合には、感染レベル3の判断の目安である50%を超える可能性が現実味を帯びている。

ウ 自宅療養者数は、6月27日に572人まで減少したものの、その後急速に増加して8月7日には8,000人を超え、なお増加傾向が続いている。

(5) 行政の対応状況

ア 岩手県は、第6波による感染者数の減少傾向を受けて5月30日をもって「岩手緊急事態宣言」を解除したところであり、その後は国の基本的対処方針に沿った対策を継続するも、県独自の行動制限を伴う要請を発令していない状況にある。

イ 第7波にかかる感染者数の急激な再増加を受け、高齢者や基礎疾患を有する県民などに対し、必要な医療を適切かつ重点的に提供できる体制を構築するとともに、救急医療など、一般医療への副次的影響を最小限に止めるため、県医師会等と連携して地域の診療・検査医療機関、いわて健康観察サポートセンター等による健康観察、医療支援等の体制を強化しつつ対応してきたところ。

ウ また、県ホームページや広報媒体などを活用するとともに、県対策本部員会議などを通じて、基本的な感染対策の再徹底について周知を行うなど、最大限の注意喚起に努めている。

2 専門委員会としての見解

(1) 第7波による感染拡大に対応した取り組み

ア 感染対策の細目についてはさまざまな意見のあるところであるが、これまでに検討されてきた手段に変わる単一の予防法は確認されておらず、国の基本的対処方針や政府見解等の正しい情報に基づき、県民各位における感染拡大抑制対策の再強化を呼びかけるべきである。

具体的には、岩手県独自の行動制限を伴う宣言等を発令していない状況下においても、基礎疾患のある方への対応や熱中症の発症に留意しつつ、仮に屋外にあって

も概ね2メートル以内の近接や会話の場面、多数の人々が集う場所やイベント開催時などにおいては、その都度不織布マスクの着用を推奨し、これを参加者が励行することが基本である。

イ オミクロン株の特性から変異の種別にかかわらず、感染者との接触から発症までの日数（潜伏期間）が短いことから、症状発現の有無が感染検出に有用であり、団体個人にかかわらず有症状者のイベント参加を厳密に避けることは重要であるが、参加前の無症状者に対する網羅的検査の有用性は低く、むしろイベント参加後における症状出現時には自主的に就業を見合わせ、参加団体等において適切な検査により直ちに感染者を特定する手順の確認が肝要である。

さらに、一定地域あるいは集団における感染拡大がみられる場合には、集団や施設における集中検査を実施することで、関連職員等への感染拡大抑制に一定の効果が期待できる。

ウ 高齢者や医療従事者などのエッセンシャルワーカーにおいては、ワクチンの追加接種を躊躇なく進めるとともに、医療従事者の中でも、診療・検査医療機関などに従事する者は、可能な限り早期にワクチンを接種することを強く推奨する。また、医療従事者においては、多数の人々が集う場所での滞在やイベントへの参加を可能な限り回避すべきであるが、仮に参加した際には復職時の客観的な症状確認と有症状者の自宅待機と迅速検査が推奨される。

エ 感染の急拡大に伴い、保健所業務がひっ迫していることから、積極的疫学調査の実施方法の見直し避けられない状況にある。具体的対処としては、事業所内でのクラスター調査を事業所に委ねるが、感染拡大時や事業所単位を越える範囲に及ぶ場合に保健所が介入することが望ましい。また、濃厚接触者の特定も保健所の判断に依存することなく事業所等で行うとともに、行動制限期間は国の指針に準拠しつつ自主的に実施することが求められる。

オ 医療のひっ迫を防止する一助として、検査結果に拘ることなく、医師の判断による臨床診断（いわゆるみなし陽性）を容認する。臨床診断された患者についても、検査陽性者と同様の行動制限と経過観察を行う。ただし、医師においてコロナ治療薬の投与が必要と判断される患者においては、原則的に検査を実施する。

カ 第7波の趨勢にかかわらず、今後の感染状況の急激な変動に備え、改めて基本的な感染防止策の再確認を呼びかけるとともに、高齢者や基礎疾患がある方、また、医療従事者などのエッセンシャルワーカーについては、一般市民とは異なる次元でのBCP（事業継続計画）の確認や重点的な感染対策を行うとともに、復職基準の柔軟な見直しなど国の方針に従った対応が必要である。一般市民においては、在宅治療に備えた生活物資の流動的備蓄（買い置きを増やす）を推奨する。

今後、一定数の感染者が継続して確認される中で、経済活動を継続していく、いわゆる「with コロナ」の方針に対応するためには、真に必要な方が検査や医療を受

けられる体制の構築が必須であり、陰性証明目的での過剰な検査要求や無症状者に対する疫学調査などを撤廃することが、医療への負荷軽減にも資すると考えるもの。

このことから、専門委員会として、国の基本的対処方針に準拠しながらも、岩手県としての対応について示すものである。

(2) 県民の皆さんへのアドバイス

ア これまで確立されている感染対策（マスクの正しい着用、手洗い・手指消毒、ゼロ密、適切な換気等）を改めて徹底し、会話や人混みでは屋内・屋外にかかわらず不織布マスクの着用を推奨します。

イ 外出の際には、混雑する場所や換気が悪く大声を出す場面を避けることが基本です。職場の同僚や友人など親しい間柄でも、健康状態が不明の人々との交流や空間の共有は、理由にかかわらず感染拡大の引き金になります。必要な社会活動、経済活動を継続しつつも、より確実な感染対策行動に努めるとともに、確立されている感染対策を怠らないようお願いします。

ウ 会食については、十分な換気等の感染防止対策を実施している第三者認証店を利用すること。食事中は黙食、会話時にはマスク着用を努める。利用は原則としてワクチン接種を前提とし、症状がある場合には自粛を推奨します。併せて、参加者は会食3日前からの健康状態を相互に確認するようにしてください。

エ 室内換気については、窓や扉などの常時あるいは定時の開放や空気清浄機の導入を考慮してください。また、保健福祉施設などでは、室内作業時の空調設備連続稼働と退出後1時間程度の積極的換気を推奨します。

オ 県内の感染状況は、誰もが感染者や濃厚接触者になり得る状況にあることから、自宅療養に備えて1週間分程度の生活物資を流動的に備蓄（買い置きの増加）し、感染が確認された際の業務調整や保健所ホームページ等で受診手順を予め確認しておきましょう。また、医療機関・社会維持業務等においては、災害時に準じたBCP（事業継続計画）を整備し、感染者増加時のBCPを確認してください。

カ 御自身や御家族の生活と生命を守るため、軽度の発熱や倦怠感、上気道症状など体調に変化を感じた場合は、まず直ちに外出や面会、就業を控えて（自己隔離）安静にし、市販の解熱剤などを服用し数日間自宅待機するとともに、高熱が続き薬剤が無効・周囲に陽性者が存在する等、新型コロナウイルス感染症の可能性が高い場合には、出来るだけ平日・日中に医療機関に電話してから医療機関を受診し、医師の診断や適切な検査を受けてください。

キ 事業者内の施設で陽性者が確認された場合は、状況に応じて事業者の管理者において濃厚接触者に対する自宅待機を要請し、国の基準に沿った隔離期間につい

て指示をしていただきます。

ク お盆期間など人流が増加する時期を迎え、行動制限のない中で実家などに帰省される方や、久しく会っていない友人などに会う機会が増加します。しかし、あなたが感染すれば、家族などが二次感染することは避けられません。特に高齢者や基礎疾患のある方と会う場合には、双方の健康状況を確認し、ワクチンを指定回数接種し、適宜無料検査などを活用し、各人が感染拡大防止に努力することが必要です。